

愛知県地域保健医療計画（中間見直し）案 新旧対照表（アレルギー疾患対策部分のみ）

新	旧
<p>2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 アレルギー疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年 12 月 25 日に「アレルギー疾患対策基本法」（平成 26 年法律第 98 号）が施行されました。 ○ アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等）を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。 <p>2 アレルギー疾患医療連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30(2018)年 10 月 1 日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。 <p>3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年(2018)年 10 月 1 日に、県のアレルギー疾患医療の中心的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を 6 病院指定しました。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する人が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制の充実を図ってまいります。 ○ 県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。 	<p>2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年 12 月 25 日に「アレルギー疾患対策基本法」（平成 26 年法律第 98 号）が施行されました。 ○ アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等）を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。 <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患対策について、平成 30 年度から「愛知県アレルギー疾患医療拠点病院」を指定するとともに、「愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置し、アレルギー疾患施策全般の充実を図ってまいります。 <p style="text-align: center;">課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する人が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求められています。 ○ 本県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。 <p style="text-align: center;">課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する人が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求められています。 ○ 本県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。